

入札公告

条件付き一般競争入札を行うにあたり、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、公告する。

令和７年（２０２５年）１０月８日

下関市長 前田 晋太郎

記

- １ 業 務 名 下関市指定ごみ袋作製及び納入に関する業務委託（後期）
- ２ 業 務 場 所 下関市内
- ３ 業務の内容 別紙仕様書のとおり
- ４ 契 約 期 間 契約締結日から令和８年３月３１日まで
- ５ 入 札 条 件
 - （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。
 - （２）下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登録されている事業者のうち、市内、準市内１に該当する事業者で、業種「企画製作」、営業品目「物品」の登録をしており、過去３年間に於いて、本業務の内容と同種の業務又は類似の業務について、官公庁と受託していること。
 - （３）この公告の日から本業務開札の日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等（以下「指名停止措置」という。）の措置を受けていないこと。
 - （４）入札参加資格確認申請手続きが入札参加申請書提出期限までに完了し、入札参加資格を認められていること。
- ６ 申 請 方 法

「入札参加資格確認申請書」（様式１）を下関市環境部クリーン推進課（郵便番号７５１－０８４７ 下関市古屋町一丁目１８番１号）に提出のこと。
郵送の場合は書留郵便物に限り受け付けるが、次項に示す期間内に必着の

こと。

審査の結果は、別途ファクシミリで「入札参加資格確認通知書」（様式 2）で通知する。審査にあたり、提出された申請書に基づき、施設を検査することもある。

7 申請書提出期間

令和 7 年 1 0 月 2 2 日（水）午後 5 時までとする。

なお、申請書が不備の場合、また受付期間経過後は受理しない。

8 質問の方法

本業務に関する質問は、ファクシミリによること。

（F A X 番号 0 8 3 - 2 5 2 - 1 9 5 6）

質問の期限は、令和 7 年 1 0 月 2 1 日（火）午後 5 時までとする。

質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみに書面で回答する。

9 契約の方法

書面による契約書を作成する。

1 0 入札方法等

（1）入札書の提出方法は、一般書留または簡易書留による郵送とする。持参、電報、電子メールまたはファクシミリ等によるものは、認めない。なお、入札書を入れる封筒には、件名、入札者名および入札者の住所又は所在地、開札日を記入し、「入札書在中」と記載すること。

（2）入札書の到着期限 令和 7 年 1 0 月 2 8 日（火）午後 5 時必着（到着期限を過ぎた入札等は無効）

（3）入札書の送付先 下関市環境部クリーン推進課（郵便番号 7 5 1 - 0 8 4 7 下関市古屋町一丁目 1 8 番 1 号）

（4）入札書の日付は、入札日を記入すること。

（5）開札の日時場所

①開札日時 令和 7 年 1 0 月 2 9 日（金）午前 1 1 時

②開札場所 下関市環境部 クリーン推進課

（6）郵便入札を経て落札者を決定した場合は、速やかに入札者全員に対し入札結果を連絡する。

（7）入札回数は、初回を含め 3 回までとする。

（8）落札となるべき最低提示価格が 2 者以上同額だった場合、入札事務に関

係のない下関市職員によるくじ引きにより落札者を決定する。

- (9) 開札した結果、落札者となるべき者がいないときは、再度の入札を行うものとし、再入札通知書を F A X により通知する。

1 1 入札保証金

下関市契約規則による。

ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

1 2 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所 下関市役所環境部クリーン推進課

- (2) 日時 令和 7 年 1 0 月 8 日（水）から令和 7 年 1 0 月 2 2 日（水）までの午前 9 時から午後 5 時までとする。

1 3 その他

- (1) 入札において使用する入札書は、様式 3 を使用すること。また金額は、契約期間内の金額を記入すること。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格の無い者のした入札及び関係法令等に定める条件に違反した入札は無効とする。なお、代理人をして入札させるときは、委任状（様式 4）を同封すること。
- (3) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなった場合は、契約の締結はできない。
- (4) 入札において、事故が起きた時や不正な行為があると認めたときは入札を中止し、または延期する場合がある。
- (5) 入札参加者が開札日までに入札条件を満たさなくなった時、その者のした入札は無効とする。
- (6) 入札参加資格確認申請にかかる費用はすべて申請者の負担とする。
- (7) 本業務において得た入札参加資格は、本公告に定められた入札期日をもって、その効力を失う。
- (8) 次に掲げるいずれかに該当する入札は無効とする。
- ア 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの
- イ 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの
- ウ 入札者の記名押印がないもの又は住所の記載のないもの
- エ 無権代理人又は 1 人で 2 人以上の代理をした者がしたもの
- オ 入札書を封筒に 2 枚以上入れた場合

カ 入札書の封筒に必要な記載事項がない場合

- (9) 入札書等の契約に関する書類の作成にあたっては、消せるボールペンは使用しないこと。

以 上